

阿賀野市条例第3号

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

阿賀野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年阿賀野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号、第3号及び第4号を改め、同項に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条第1項第2号中「実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）の諮問に応じて」を削り、同項第3号中「個人情報保護条例第7条の2」を「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項」に改め、「実施機関（個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。次号において同じ。）からの」を削り、同項第4号中「個人情報保護条例第23条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、「実施機関の諮問に応じて」を削り、同項に次の3号を加える。

- (5) 阿賀野市個人情報保護法施行条例第5条の規定により、審議すること。
- (6) 阿賀野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年阿賀野市条例第号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (7) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。